

国民投票について

- (1) 私たちはあらゆる分野で参加の時代にしたいと考えます。いま間接制民主主義が活力を低下させている現実の中で、国民投票法の導入の検討など、さまざまな分野で参加・直接制民主主義を大胆に組み込むことが必要です。国政においても、代議制民主主義との兼ね合いがありますが、国論を二分する重大案件については、国民投票を行い、その結果を参考にできるような仕組みを設けることが求められていると考えています。
- (2) 国民投票制度の意義については、個別具体的な問題について国民意思が明らかになる、国民の国政に対する関心、意欲を高める、国論を二分する重大問題が生じ国政が暗礁に乗り上げた際の事態打開に資する等が考えられます。ただし、投票の結果が、国の立法権、行政権、司法権を拘束するものであれば、国会が国権の最高機関であり唯一の立法機関であるとする憲法41条、及び司法権の独立を定めた憲法第76条3項と相入れないものとなります。したがって、現行憲法の下での実施を前提とするならば、投票結果に法的拘束力までは託さず、国政における参考資料と位置付け、実施について、また国民投票に付する事項も国会が定めることとする、ことが妥当ではないかと考えられます。したがって、法的拘束力のない諮問型国民投票として実施すべきだと考えています。
- (3) 国民投票の実施に当たっては、国会自らが決すべき課題と国民投票に付すべき課題とはどう整理するのか、政争の具に利用されたり濫用されることのないような実施規則のあり方をどうするのか、国会の調整能力が相対的に低下し実態として国会の最高機関性を損なわないか、投票という性格上賛否の択一となり話し合いによって多数意見と少数意見の統合を図る議会制民主主義の原則に反しないか、設問の作り方によって回答結果が誘導されるおそれはないか、「国民意思」の名によって権力の正当化や少数意見の抑圧に利用されるおそれはないか、投票率が低い場合にもなお多数回答を国民意思と判断する危険性はないか、などの論点について、広範かつ十分な議論に基づき解決していくことが必要です。発議権についても以上の点から、国会だけに限るのか、その場合の要件をどうするのか、内閣にも認めるのか、あるいは一定数の連署を条件に主権者国民にも持たせるべきとするのか、いずれもメリット・デメリットがあり、今後、検討していきたいと考えます。
- (4) 法案提出権がないので自ら提出することはできませんが、この種の問題は多くの党や会派の賛成が必要です。皆様方が超党派の議員連盟を呼びかけるなどされるのであれば、賛同し参加していきたいと思えます。

住民投票について

- (1) 社民党は、市民主権をめざした分権の社会を積極的に推進します。私たちがめざすのは、中央から地方への権限移譲論にとどまるのではなく、市民参加が主役となる社会です。住民投票は、重要な問題について主権者である住民が判断しようと

いうものであり、主権者たる住民の直接参加という住民自治の原理にかない、地域民主主義の両輪として代議制をより充実させ、民主政治の活性化に資するものです。自己決定権の拡充を目指す地方分権の重要課題として、より積極的な住民参加の制度が求められており、住民投票の制度化は必要であると考えます。

(2) 自治体の主人公は住民であり、自治体の重要事項について直接住民の意思を確認するための住民投票を制度化すべきであり、議会の側が住民投票に消極的であり、議会の反対で住民投票の実施が不可能になる、あるいは住民投票条例の制定を求める直接請求が否決されるという事態を打開することが大事であると考えます。

(3) そういう意味で地方自治法の改正が必要であると考えます。しかし、「法制化」に当たっては、政府・与党内に、住民投票の対象事業等を限定しようという観点からの議論もないわけではなく、住民投票を制限することにもなりかねず、そうした動きには十分留意する必要があります。

(4) なによりも現行地方自治法に基づく住民投票条例制定の各自治体レベルの取り組みを積み重ねることも大切であることは言うまでもありません。一方、議会の側が住民投票に消極的であり、議会の反対で住民投票の実施が不可能になる、あるいは住民投票条例の制定を求める直接請求が否決されるという事態を打開するためにも、社民党は、条例による住民投票とは別の道の「住民投票の直接請求制度」を自治法改正によって設けることを1999年4月に提案しています。有権者の3分の2以上の署名で直接請求がなされた場合、議会の反対にかかわらず投票を行うものとし、過半数以上の署名で直接請求がなされた場合、予備的投票を行うものとし、なお、濫用を防止するため、ただちに住民投票にかけるのではなく、その案件の賛否を問う投票の前に、案件を住民投票に付するか否かを予備的に投票を行い、過半数を占めたときには住民投票の本投票を実施すること、同一の事項に関する住民投票（予備的投票を含む）のあった日から1年間は再実施できないこととしているのが特徴です。

住民投票の直接請求制度（大綱）

1 住民投票の直接請求制度の創設

地方自治法（1947年4月17日法律第67号）に、住民投票の直接請求制度を設けるものとする。

2 住民投票の請求及びその実施

- (1) 普通地方公共団体及び特別区（以下「普通地方公共団体等」という。）の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体等の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体等の事務及び当該普通地方公共団体等の長その他の執行機関の事務（以下「普通地方公共団体等の事務等」という。）に関する事項について、当該選挙権を有する者による投票（以下「住民投票」という。）の請求をすることができるものとする。
- (2) (1) の請求があったときは、当該普通地方公共団体等の選挙管理委員会は、当該案件を住民投票に付するかどうかを問うのための当該選挙権を有する者による予備的投票を行わなければならないものとする。
- (3) (2) に定める予備的投票において過半数の賛同を得られた場合には、議会の同意にかかわらず当該案件を住民投票（本投票）に付するものとする。
- (4) 住民投票（予備的投票も含む）は、当該普通地方公共団体の区域において実施するものとする。

3 投票運動

住民投票（予備的投票も含む）に関する運動は、戸別訪問等の禁止、投票の自由妨害の禁止、買収・利害誘導の禁止等を除き、原則として自由とする（例 事務所、文書図画の掲示・頒布、自動車・船舶・拡声器の使用等）。

4 情報公開

普通地方公共団体等は、住民投票（予備的投票を含む）に際し、当該住民が的確な判断に基づいて投票することができるよう、その保有する情報の公開に努めなければならないものとする。

5 住民投票の結果

- (1) 住民投票（予備的投票を含む）の結果が判明したときは、選挙管理委員会は直ちにこれを2(1)の代表者に通知し、かつ、これを公表するとともに、当該普通地方公共団体等の議会及び関係する執行機関に報告しなければならないものとする。
- (2) 普通地方公共団体等の議会及び執行機関は、当該住民投票の結果を尊重しなければならないものとする。

6 住民投票の制限期間

2の住民投票の請求は、同一の事項に関する住民投票（予備的投票を含む）のあった日から1年間は、これを行うことができないものとする。